

統計調査員の募集

国が実施する統計調査の仕事をしてみませんか？

市は統計調査員を募集します。統計調査員は、国が実施する各種統計調査（例：国勢調査、経済センサス）に従事する非常勤の公務員です。その仕事は、調査の最前線でデータを集めるという大切なものです。

■募集の対象者は？

- (1) 市内にお住まいの25歳以上55歳未満（平成21年4月1日現在）で、調査活動ができる健康な方
- (2) 統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる方
- (3) 調査により知り得た秘密を守ることができる方
- (4) 警察、選挙、税務事務、報道関係、興信所の仕事に従事していない方
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方や懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

■仕事の内容は？

調査員説明会への出席、担当調査区の確認、調査票の世帯および事業所への配布、記入依頼、回収、点検、市役所への提出等

■仕事の期間は？

調査の基準日前後2カ月程度で、調査の種類によって異なります。

■身分、報酬は？

- (1) 統計調査員は、任命期間中は非常勤の公務員です（他にお仕事を持たれていても、調査に影響しなければ兼業可能です）。

(2) 調査活動の対価として、報酬（調査員手当）が支払われます。報酬額は国の基準により算出され、調査の種類によって異なります。

(3) 調査活動中の災害補償があります。

(4) 功績の大きな調査員は表彰されます（総務大臣表彰、府知事表彰等）。

■応募するには？

土・日曜日・祝日除く9時～11時30分または13時～15時30分に、免許証等身分証明書を持参し本人が直接市役所本庁4階統計分室へ。所定の用紙にお名前等を記入していただき、簡単な面接を行います。審査の後、登録調査員として登録します。なお、調査時期、種類、調査区の規模などの関係上、登録調査員として名簿に登録された方すべてが調査に従事していただけるとは限りません。また、調査員として活動されずに5年経過すると抹消されますのでご了承ください。

※すでに登録済みの方は応募していただく必要はありません。

■平成21年度の統計調査

経済センサス基礎調査（基準日7月1日）、
全国消費実態調査（基準日10月1日）、
工業統計調査（基準日12月31日）

問い合わせ 総務部総務課（内線3620）



明日へつなぐ健全財政をめざして行財政改革に取り組んでいます

市では、平成17年度に「羽曳野市行財政改革大綱」およびその実施計画である「羽曳野市財政健全化計画」を策定し、累積赤字の解消を主な目的として積極的に行財政改革を推進してきました。

その結果、市民の皆様のご協力もあり、平成18年度決算において実質収支は平成12年度以来6年ぶりに黒字に転換し、平成19年度決算においても黒字を維持することができました。

しかし、依然として厳しい財政状況に変わりなく、より一層の財政健全化に向けた取り組みが必要であることから、平成17年度から19年度の実績と進捗状況を踏まえ、平成21年2月に

「羽曳野市財政健全化計画取組項目実施工程表（平成20年度改訂版）」を策定しました。

今後も、取り組みを進めていくべき項目を毎年検証し、皆様のご意見をうかがいながら、実施工程表の見直しを行い、継続した黒字化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、策定にあたり、この改訂版案に対するご意見を平成21年1月5日から1月30日まで募集しましたが、ご意見の提出はありませんでした。

●財政健全化計画取組項目実施工程表（平成20年度改訂版）の閲覧・配付場所

- ・市役所1階情報公開コーナー
 - ・支所
 - ・各図書館（陵南の森、羽曳が丘、丹比、中央、東部）
- ※市ウェブサイトでご覧いただけます。

■問い合わせ 総務部行財政改革推進室（内線3580）

「公の施設」の指定管理者が決定しました

市では、指定管理者による指定期間が平成21年3月31日をもって満了する「公の施設」について、管理運営を行う指定管理者を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------|
| 生活文化情報センター | 株式会社みのりの里 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 政策推進課 |
| 高齢生きがいサロン (1、2、3、5、6号館) | 社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 高齢介護課 |
| 古市集会所 | 財団法人 羽曳野市施設管理公社 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 市民協働ふれあい課 |
| 市民会館 | 財団法人 羽曳野市施設管理公社 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 市民協働ふれあい課 |
| コミュニティセンター (羽曳が丘、丹比、東部) | 財団法人 羽曳野市施設管理公社 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 市民協働ふれあい課 |
| 向野共同浴場 | 向野町会 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 環境衛生課 |
| 南食ミートセンター | 南大阪食肉卸商業協同組合 | 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで 1年間 | 環境衛生課 |

■問い合わせ 総務部行財政改革推進室（内線3580）